

令和 6 年 5 月 9 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01007

研究課題名（和文）年金制度にみる近代トルコ社会

研究課題名（英文）Modern Turkish society seen through the pension system

研究代表者

小松 香織（KOMATSU, Kaori）

早稲田大学・教育・総合科学学術院・教授

研究者番号：10272121

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、オスマン帝国において近代的な社会保障システムとしての年金制度が、いつから、どのような形で整備されていったのか、また、それがトルコ共和国にどのように継承されたのか、さらに、こうした制度が人々の生活にどのような影響を及ぼしたのかについて、オスマン帝国・トルコ共和国の公文書と公営・私営企業が所蔵する一次史料、新聞・雑誌等を手掛かりに考察し、イスラーム社会における社会保障のあり方、オスマン帝国末期からトルコ共和国初期の社会の実像、具体的には家族や就業のあり様といった人々のくらしの実態を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年中東地域の政治的・社会的変動において、イスラーム政党への支持の広がりが目立つ。その先駆けともいえるのがトルコの公正発展党の躍進であろう。同党の支持層の拡大の背景には社会保障政策があるともいわれるが、こうした制度は、イスラーム共同体の相互扶助の理念と近代西欧的システムとを融合したオスマン帝国末期の諸制度を想起させる。本研究は、オスマン帝国における年金制度の成立の経緯と制度の実態を解明し、同時に年金制度が個人の人生に及ぼした影響を考察したものである。その成果として浮かび上がったイスラーム社会と福祉制度の関係は、現代中東社会の理解にも資するものと考えられる。

研究成果の概要（英文）： This study examines when and how the pension system as a modern social security system was developed in the Ottoman Empire, how it was inherited in the Republic of Turkey, and how it affected people's lives in the Ottoman Empire and the Republic of Turkey. The study also examines how these systems affected people's lives, using official documents of the Ottoman Empire and the Republic of Turkey, primary documents held by public and private corporations, newspapers, magazines, and other sources to clarify the state of social security in Islamic societies, the realities of society from the late Ottoman Empire to the early Republic of Turkey, and, more specifically, the actual conditions of people's lives, including their families and their employment status.

研究分野：トルコ近現代史

キーワード：オスマン帝国 トルコ 福祉 年金 イスラーム社会 近代

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

非西欧諸国・地域の近代史研究において、近代化は西欧化とほぼ同義であるかのように扱われ、政治・経済・司法・教育その他あらゆる分野における近代化は、西欧システムの導入のプロセスとして論じられがちである。しかしながら、近代以前の伝統的なシステムの中にもその理念において共通するものが存在し、西欧システムの受容を容易にした例もある。本研究では、オスマン帝国における年金制度の創設の事例から、西欧システムが受容されるに際していかに内面化されたのかを明らかにし、非西欧、特にイスラーム世界における近代化とは何だったのかを再考するものである。さらに近年オスマン史研究において注目されつつある「公共」の概念もしくは「公共政策」についても一定の見解を提示したいと考えた。

これまでのオスマン社会史研究は、特に近代史においてその傾向が見られるが、ある集団へのアイデンティティというものに主たる関心が払われてきた。その結果、ムスリム対非ムスリム、守旧派ウラマー対改革派知識人といったような、集団と集団との二項対立の構図は鮮明に浮かび上がったものの、それぞれの集団を形成する個々人の存在は等閑視され、ムスリムであれ、非ムスリムであれ、「民衆」や「大衆」という言葉でひとくくりにされがちであった。そこで、本研究ではこうした人々の「暮らし」に光をあて、後期オスマン社会の様相を従来とは異なるミクロの視点から考察することに意義を見出した。

オスマン帝国近代史における改革、とりわけ西欧化・近代化に関する研究は、それが君主、中央政府による「上からの」改革であったがゆえに、依拠する史料も、勅令、法令、公文書など公的記録に偏っている。新聞・雑誌も多く用いられるが、執筆者も読者も一定の知識人層に限られる。そのため、これらの改革が「草の根レベル」にどれほどの時間・範囲で、どのような影響をもたらしたのかを知ることは難しい。そこで注目したのが年金関係の史料群である。当該史料は年金受給者本人の履歴、現役時代のキャリア・パターン・給与、退職後の年金、死亡後の遺族年金に関する記録であり、その人物の人生そのものが見えてくる。そこで、これら無名の庶民の人生の集積からオスマン帝国社会の全体像を明らかにすることができるのではないかとこの着想に至った。

2. 研究の目的

本研究は、オスマン帝国において近代的な社会保障システムとしての年金制度が、いつから、どのような形で整備されていったのか、また、それがオスマン帝国の継承国家であるトルコ共和国にどのように継承されたのか、さらに、こうした制度が人々の生活にどのような影響を及ぼしたのかについて、オスマン帝国・トルコ共和国の公文書と、官営汽船会社の第一次史料を手がかりに考察し、イスラーム社会における社会保障のあり方、オスマン帝国末期からトルコ共和国初期の人々の「暮らし」の実態にみるトルコ社会の様相を明らかにしようと試みるものである。同時にオスマン帝国とトルコ共和国の連続性に関する議論についても、社会史的観点から新たな見解を提示することをめざす。

3. 研究の方法

本研究では市井の人々の「暮らし」に光をあて、後期オスマン社会の様相を従来とは異なるミクロの視点から考察する。年金支給のために作成された史料から得られる情報は多岐にわたる。本人の履歴、現役時代のキャリア・パターン、給与、退職後の年金、死亡後の遺族年金に関する記録からは、その人物の人生そのものが見えてくるのである。本研究はこの興味深い史料を用いて、個人の履歴、家族構成、年金制度の運用といった項目に焦点を絞り、無名の庶民の人生の集積からオスマン帝国社会の全体像を明らかにすることをめざすものである。

研究をすすめるにあたっては、1つのテーマとして、年金制度が戦時において個人の人生に及ぼした影響の考察を設定した。まず、近代西欧型の年金制度が導入される以前のオスマン帝国における年金制度や社会福祉の歴史を先行研究や公文書によって整理した上で、最初に制度が導入された公務員と軍人に対する年金について、その背景、法律の制定・内容、運営の実態、問題点を明らかにする。主な史料としては、トルコ共和国大統領府オスマン朝文書館所蔵の勅令、国政会議文書、枢密院文書、ユルドゥズ文書等の公文書と、オスマン帝国法令集、官報、新聞・雑誌等を用いる。

次に、設定したテーマについて、年金受給者の個人記録文書をできるだけ多く収集し、パーソナル・ヒストリーの集積から全体像の把握に繋げていく。まず、トルコ海運公社所蔵の年金関係の史料の収集と分析を行う。当該史料は「個人記録文書」として個人別のファイル形式となっており、オスマン帝国時代のものだけでもおよそ1千人分を数える。人によって文書の種類、点数に大きな差が見られるが、その中から情報量の多いものを抽出し、出来る限り統計的な数値を得ることにより、オスマン帝国末期の社会に生きる市井の人々の平均的な「暮らし」を描き出す。また、特に興味深いエピソードがあれば、それらを集積して、個々の人生を群像として「語る」ことにより、統計数値からは計ることのできない市民生活の様相を明らかにしたい。「個人記録文書」の閲覧・収集作業はすでに過去4年間にわたって行っており、これまでに50人以上のデータを収集済みであるが、さらにデータの収集をすすめ、同時に分析も行う。個人記録について

は、トルコ共和国大統領府オスマン朝文書館にさらに多くの史料が存在する。特定の公務員や軍人に関する年金関連の記録は2千点以上におよぶことから、これらを活用する。軍人の記録についてはトルコ共和国の陸・海軍が所蔵する史料も掘り起こしていく。特に重要な史料といえるのはトルコ共和国大統領府公文書館所蔵のオスマン海運経営会議議事録である。この史料はこれまで未公開であったもので、本研究によってはじめてその存在が確認され公開されたものであり、戦時下の年金政策と受給者の「くらし」の実態を解明する上で根幹史料となる。以上、様々な史料群から設定したテーマに関して出来る限り幅広く、多くのデータを収集し、同時に一つの事例を丁寧に読み解いていくことにより目的を達成する。

4. 研究成果

上記の研究計画にしたがい、史料の収集、データベースの構築、史料の分析・考察を行った結果、以下のような成果を得ることができた。

(1) 年金制度にみる近代オスマン帝国における福祉と戦争

公的年金制度は時に軍事と深い結びつきを持つ。国家が国民を兵士として招集して戦場に送り出す時、あるいは何らかの後方支援に動員する時、その労苦に報いることが求められる。その手段が退役者への軍人恩給や戦死者の遺族年金などである。このような制度は近代において、軍事の担い手が一部の軍人階級から、徴兵制度により広く一般国民のものとなったことで生まれ、やがて史上初の総力戦となった第一次世界大戦を経て発展していく。すなわち国家は年金を通して国民の軍事的貢献に報いようとしたのである。

オスマン帝国において近代的年金制度の歴史は19世紀中葉に遡る。1869年に帝国陸軍軍人年金法が、79年には文官のための年金法が制定された。1890年には、はじめて非公務員のための年金基金が設立される。それが本研究で取り上げた官営汽船会社特別局の年金基金で、特別局年金規則が制定された。青年トルコ人革命後の1909年には軍人年金・退職法と国家公務員の年金に関する法が定められ、トルコ共和国に至るまでこれらの法規が施行されるが、1930年に両者は統合されて軍人・文官年金法が制定された。以上のように、オスマン帝国の年金制度は国家のイニシアティブのもとで発展し、トルコ共和国へと引き継がれたが、その背景には国家と国民との利益授受の関係が見て取れる。その規定には、軍人年金から始まったため、当初から「戦時加算」の条項が組み込まれていた。そしてこの規定は20世紀初頭の長い戦乱期に重要性を増していったのである。本研究では、この「戦時加算」に着目し、トルコにおける公的年金制度における「戦時加算」の規定と、その適用を求めた人々の事例から戦争と福祉の問題を考察した。

中心史料となるのがこの官営汽船の「個人記録文書」である。この史料群はファイル形式となっており、1人の職員にかかわる書類が1つのファイルにまとめられており、オスマン帝国期のものは1千件におよぶ。この中には年金受給の権利を請求する訴訟に関する文書も少なからず含まれている。本研究では、年金の受給申請にあたり戦時加算を要求した事例をとりあげ、戦時に民間から徴用されて軍事輸送を行った者たちに対して、どのような扱いがなされたかを跡付けていった。

トルコ人はオスマン帝国末期からトルコ共和国初期にかけて、長い戦乱期に多くの犠牲を払った。「祖国のための戦い」への貢献はいかに報いられたのか、あるいは報いられなかったのか。官営汽船会社の職員の事例からこの問題を検討した。トルコ海運の個人記録ファイルには戦時加算の要求をした事例がある。各々の要求に対する会議の判断からは、戦争への貢献には最大限の配慮をすべきである、という国側の意図を見て取ることができ一方、軍事加算の申請者である官営汽船の職員たちの訴えからは「国民」としての自覚が読み取れる。オスマン帝国末期、国家は「オスマン国民」を創造しようとした。その途上で帝国は崩壊したが、その成果をトルコ共和国が引き継ぎ、1930年代には「国民」意識が広く社会に定着していたようである。前近代、戦争は国王・皇帝の戦いであり、臣下の軍役は傭兵を除けば君主の強制によるものだった。近代において戦争は国家と国家の戦いとなり、国民の軍役は志願兵を除けば国家の強制によるものとなった。オスマン帝国においても、前近代の戦争はスルタンの命令下にジハード（イスラームの聖戦）として行われた。戦死者はシェヒード（殉教者）とされ、イスラームの教えでは来世において天国への道が約束されることで神が報いた。しかし、タンジマート以後、理念上は非ムスリムにも徴兵制が適用されることとなり、多宗教国家であるオスマン帝国において国民のすべてにイスラームのジハードの概念をあてはめることはできなくなった。さらにトルコ共和国期になると世俗主義が国是とされたため、「神」に代わって国家が戦争犠牲者に報いざるをえなくなり、軍役への補償はさまざまな形で社会福祉制度に反映されたのである。

この研究の成果は、小松香織2020で公表した。

(2) 戦時下の「くらし」と年金

オスマン帝国にとって1911年の対イタリア戦争(1911~12)から1922年の独立戦争の終結までは、第1次バルカン戦争(1912~13)、第2次バルカン戦争(1913)、第1次世界大戦(1914~18)、独立戦争(1919~22)と絶え間ない戦乱の続いた「長い10年」であった。この時期の歴史について数多くの研究がなされてきたが、この動乱の中で市井の人々はいかなる生活を送っていたのか。戦争は彼らの「くらし」にどのような影響を及ぼしたのか。こうしたことはあまり語られてこなかった。本研究は、オスマン海運局の経営会議議事録の中で、戦争に関連するものと

オスマン海運局の職員の年金に関するものに焦点を絞り、その内容から「長い10年」のオスマン帝国における戦争の影響と人々の生活の一端を明らかにしようと試みた。

戦時に関連する議題として多く見られたのは捕虜と戦死者に関するものである。オスマン海運局は戦時において陸軍管轄下に置かれ、官営海運として軍事輸送を担った。黒海ではロシア艦隊の攻撃で沈没した船もあり、戦死した者もいた。また輸送中にロシア海軍に拿捕されて捕虜となり収容所に送られた者もいて、異国の地で虜囚のまま死亡するケースもあった。こうした危険が予想される任務を遂行させるため、当局は同号について、まず出航時に乗組員の給与を寄港地の物価水準に合わせて特別に増額し、捕虜となった後には留守家族に本人の給与の半額を支給している。戦時における軍事輸送はオスマン海運の最重要任務であり、これに従事した職員に対しては特段の配慮がされていたのである。

戦時下においても、引退し年金生活者となった者、また本人が死亡した後の遺族たちにとっては、年金に依拠した生活は平時同様続いていた。経営会議で審議された年金申請からは、そうした彼らの家族形態を知ることができる。本人死亡時の遺族は妻1人である場合が多く、遺児が残されていても1～3人であった。イスラーム社会は一夫多妻、子沢山のイメージを持たれがちであるが、2人の妻がいた事例は2件のみで、平均的な家族構成は妻と2、3人の子供という小規模なものであったことがわかった。その一方で妻や娘の結婚や離婚、再婚といった事例も少なくない。妻の中には再婚した相手と死別し、再度結婚したケースもある。配偶者を得る機会があれば再婚を選択した背景に遺族年金の少なさがあったと思われる。家族全員で農作業に従事する地方の農村とは異なり、都市の給与生活者の家族にとっては、主たる働き手の存在こそが生活のレベルを維持する上で重要だった。年金受給資格を得ながらも引退せず働き続けた事例があったのもこうした理由からと考えられる。

一方、戦時下での日々の「暮らし」はどうだったか。戦争の影響はハイパー・インフレとなって彼らに襲い掛かった。平時においてすら、現役時代の半額という年金、さらにその半額を等分した遺族年金での生活は前述のようにけっして楽なものではなかったはずである。そこに物価高騰が直撃する。政府も海運局も特別手当などを支給して対策を講じてはいたが、「長い10年」の彼らの「暮らし」が厳しいものであったことは確かである。オスマン海運のような国営企業の年金生活者でもこのような状況であったとすれば、公的支援を望めない民間人の困窮はさらに深刻なものであっただろう。民間レベルでの福祉の充実はトルコ共和国の課題として残されたのである。

この研究の成果は、小松香織 2022 で公表した。

(3) イスラーム社会と福祉

イスラーム社会では、弱者救済の行為はまず家族、そして親族、隣人、地域社会によってなされる。しかる後、国家が最終的に制度としてこれを支えるのである。イスラーム国家において君主の義務とは、神の教え（具体的にはシャリーアの規定）を実践し、社会正義を実現することであるとされる。それをなしてこそ支配の正当性が臣民に認められるのである。イスラーム的世界帝国であったオスマン帝国が、その歴史の中で、これをどのように実践したか、もしくは実践しようとしたかについて、本研究で明らかとなった年金制度の事例から考察し、研究全体のまとめとした。

オスマン帝国では、上は大宰相、軍司令官から下は下級公務員や一兵卒に至るまで、本人が老齢、病気、障がいなどで働けなくなった場合、また一家の働き手を失った親、妻子といった遺族に対し、その生活を保障するための年金制度が存在した。イスラーム国家としてのオスマン帝国が、神の命に従い、すべての人が「尊厳」ある「生」を生きるために用意された制度であったが、これは国家が給与を支払って雇用する公職者に限ったものであった。さらに広範な一般市民に適用されるのはトルコ共和国以後のことである。

オスマン帝国の近代はうち続く対外戦争と反乱の渦中にあり、特に20世紀に入ると絶え間のない戦役に国民は動員された。第一次世界大戦では17万5千人、独立戦争では3万8千人の兵士が戦死している。国家は彼らを「シェヒト(殉教者)」と呼んでその名誉ある「死」を称え、遺族に対してその労苦に報いようとした。本研究ではオスマン海運局の経営会議議事録から、第一次世界大戦中の戦死者の遺族への対応を検討し、戦死者に対しては特別の敬意が払われ、遺族にはときに超法規的な措置に訴えてまでも報いようとしたことを明らかにし、イスラームの理念との関係性を指摘した。

この研究の成果は、小松香織 2024 で公表した。

(4) まとめ

本研究の主眼は、第一に、近代オスマン帝国の社会構造とその変容を「ヒト」を核として見直すこと、第二に、これまでオスマン帝国の社会経済史研究においてあまり検討されることのなかった社会保障、特に年金制度に着目し、イスラーム社会の普遍的な問題として、単に歴史的な事象としてのみならず、現代社会の理解および将来の展望にむすびつけようとするににあった。上記の観点から本研究によって、以下のような新たな学術的知見を加えるに至ったと考える。

オスマン帝国はその6世紀にわたる長い歴史の中で膨大な文書史料を残した。オスマン史研究はこうした公文書に依拠して発展したともいえよう。しかし、私的な文書ということになると、市井のムスリムたちは日記・手紙の類をあまり残してはくれなかった。商工業者もまた家業につ

いての記録を次世代に伝えることに熱心とはいえず、結果的にオスマン社会を復元しようとする時、記録に名を残すような支配エリート層についてある程度の像を描くことは可能であっても、ムスリム大衆の研究は等閑視されがちであった。本研究によって、この空白の一部を埋めることができた。

また、オスマン帝国における年金制度の導入は、19世紀の西欧化・近代化の改革の流れの一環であるとはいえ、伝統的なイスラーム社会には普遍的な相互扶助の精神にもとづく福祉のシステムが存在しており、そうした既存の制度がどのように新しい制度に反映されていったのか、また、官制システムをどのように補完したのかについて、本研究はその一端を明らかにした。近年中東地域の政治的・社会的変動において、イスラーム政党への支持の広がりが目立つ。その先駆けともいえるのがトルコの公正発展党の躍進であろう。同党の成功は西欧モデルの世俗主義的近代化一辺倒ではないイスラームの伝統にもとづく社会システムの再構築が今後求められていくことを予想させる。トルコのイスラーム政党支持層の拡大の背景に、社会保障政策があるともいわれるが、こうした制度は、イスラーム共同体の相互扶助の理念と近代西欧的システムとを融合したオスマン帝国末期の諸制度を想起させる。したがって、本年金制度の研究は現代中東社会の理解にも資するものといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 小松香織	4. 巻 70号
2. 論文標題 年金受給にみるオスマン帝国の「長い10年」－オスマン海運経営会議議事録から－	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田大学 教育・総合科学学術院 学術研究（人文科学・社会科学編）	6. 最初と最後の頁 239-245
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小松香織	4. 巻 30
2. 論文標題 近代オスマン帝国における福祉と戦争	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田大学大学院教育学研究科紀要	6. 最初と最後の頁 15-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 小松香織
2. 発表標題 The Ottoman Pension System as seen in Maritime Personnel Records
3. 学会等名 International Symposium Military Affairs and Welfare in the Late Ottoman Empire（国際学会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 加藤 泰史（小松香織）	4. 発行年 2024年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 574
3. 書名 問いとしての尊厳概念（第III部 8 オスマン社会における「尊厳」535-551）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------